# 平成18年度 保育所入所申込受付のお知らせ

## 受付期間 平成 18 年 1 月 4 日(水)~ 1 月 31 日(火)

町内の認可保育所・園

保育所・園名	定員	住 所	電話	備考
大丸保育所	30	横瀬 1994	476-0555	町立
持留保育所	30	持留 2445-1	476-3863	町立
中沖保育所	30	菱田 3093-2	477-0027	町立
南光保育園	60	仮宿 1555-2	476-0025	私立
大崎保育園	90	仮宿 1862	476-0049	私立
菱田保育園	60	菱田 2601	477-0568	私立
野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324	私立

平成18年4月1日から,野方保育所は,社会福祉法人ちびっこ福祉会に運営を移管します。その後は,私立保育園として運営され,延長保育・学童保育が実施されます。

保育料は、これまでどおり町の規 定により決定されます。

#### 保育時間

町立保育所7:30~18:00南光・大崎保育園7:00~19:00野方保育園7:00~20:00菱田保育園平日 7:00~19:30土曜日 7:00~19:00

(延長保育利用の場合 18:00 以降は、延長保育料が必要です)

## 対 象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで (0歳児は生後6か月以降)

#### 必要書類

- ●入所申込書
- ●課税証明書(平成17年度分)
- ●源泉徴収票の写し(平成17年中の所得に関するもの)
- ●確定申告書の写し(確定申告される方)
- ●家庭状況調査書
- ●母親の就業証明書または出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況が分かる書類
- ●世帯員に身体障害者手帳等をお持ちの方がいらっしゃる場合は、その手帳も持参してください。
- ※添付書類が未提出の場合は、入所決定を保留します。 (書類は役場または支所・保育所に準備してあります。)



#### 保育料

#### 保育料は所得税・町民税によって決定されます

(単位:円)

	定義	3歳未満	3歳以上
市町村民税	生活保護世帯	0	0
	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
所	64,000円未満	22,000	19,000
得	160,000円未満	30,000	27,000
	408,000円未満	37,000	29,000
税	408,000円以上	41,000	30,000

※ 2人目は半額, 3人目以降は10分の1

## 親、兄弟と 同居されている方々へ!

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく、同一生計の扶養義務者(児童の祖父母やおじ、おば)の税額も合算することになっています。

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 児童係 TEL 476 - 1111 (内線 132)